

悩んでいることを、 話せる場所があります

DV とはパートナーなどから受ける暴力のことです。
DV には次のようなものがあります。

- ①身体的暴力…なぐる、蹴る、首をしめる、物を投げる、突き飛ばすなど
- ②精神的暴力…無視する、おどす、怒鳴る、大切にしているものを壊すなど
- ③社会的暴力…実家との付き合いを制限する、交友関係や電話、メールの内容を監視する
- ④性的暴力…望まない性行為を強要する、避妊に協力しない、無理矢理ポルノなどをみせる
- ⑤経済的暴力…生活費を渡さない、家計を管理させない、借金をさせる
- ⑥子どもを巻き込む暴力…子どもを取り上げる、子どもに暴力を見せる、子どもに暴力をふるう→児童虐待になります。

いま、10代～20代の若い人たちが 被害にあっています！

①デートDV

学生など若者の間で、交際相手から受ける暴力のことです。お互いをひとり占めし、束縛することが愛情だと思っている恋愛などが原因にあります。相手を束縛することは、相手の人格を否定することと同じです。恋人を大切にすることと、束縛し支配することはまったく違います。

②デートレイプドラッグ

飲み物に睡眠薬を入れられ、性暴力の被害にあう人が増えています。

③JKビジネス

おしゃべりするだけで、時給もいい、そんなバイト募集広告が実際には性的行為を含むバイトだったりします。

④AV出演強要

モデルスカウトを装って、性的な行為を強要されるケースがあります。

ひとりで抱え込まないで。

暴力行為はどのようなものであっても、相手の尊厳を傷つけ、重大な人権侵害となります。「私がい慢すればいいだけ」「気をつけていなかった私が悪い」「私は他の人よりはまし」「この程度で相談してもいいのかな」「信じてもらえないかもしれない」など、心配していること、迷っていることを話せる場所があります。

ひとりで抱え込まず、まずはあなたの、そのモヤモヤ、不安、つらさなどを話してみませんか。家族、友人、知人が被害にあわれた場合でもご相談ください。

※もし、大切な人から相談を受けた際には、信じて話を聞いてください。否定をせずそのまま受け止めてください。そして、「あなたは悪くない」と繰り返し伝えてください。

相談機関

◎茨城県婦人相談所 (配偶者暴力相談支援センター)

☎ 029 - 221 - 4166

【平日：午前9時～午後9時 / 土・日・祝日：午前9時～午後5時】

◎法テラス茨城 ☎ 050 - 3383 - 5390

【平日：午前9時～午後5時 (面接は要予約)】

◎茨城県警察本部安全総合相談センター

☎ 029 - 301 - 9110

【平日：午前8時30分～午後5時15分】

◎茨城県国際交流協会 外国人相談センター

☎ 029 - 244 - 3811 ※多言語で相談受付

【平日：午前8時30分～午後5時】

◎伊奈庁舎こども課 こども家庭支援室

☎ 58 - 2111 (内線 4206・4207)

【午前8時30分～午後5時15分】※土・日・祝日・年末年始を除く。

11月12日～25日は

「女性に対する暴力 をなくす運動」期間

国では、毎年11月12日から25日まで、「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めています。女性に対する暴力とは、夫やパートナーからの暴力 (DV)、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などであり、女性の人権を著しく侵害する決して許されない行為です。

相手との関係が「つらい」「何かおかしい」と感じていたら、ひとりで抱え込まずにご相談ください。市地域推進課では臨床心理カウンセラーが相談員となっている「女性相談」を月1回行っています。そのほか国では、DV被害者のための相談機関案内サービス、DV相談ナビを実施しています。

女性相談

■日 時 原則 毎月第4木曜日 午前10時～午後3時

■場 所 伊奈庁舎1階相談室2

■予 約 地域推進課 ☎ 58 - 2111(内線:1302)

■相談員 女性臨床心理カウンセラー (市外在住)

※先着4人まで。1人50分以内。

DV相談ナビ (DVに関するご相談)

☎ 0570 - 0 - 55210

※発信地などの情報から、最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送されます。